

掛川市プレミアム付商品券取扱事業者募集要領

1 主旨

新型コロナウイルス感染症の影響により減少している市内消費の喚起と市民の暮らしの支援を促進するため、市内取扱店舗で使用可能なプレミアム付商品券を市民に発行・販売する。

2 取扱店舗の参加資格

掛川市内で一般消費者を対象とした事業を営む事業者とすること。ただし、以下に掲げる事業者は、加盟できないものとする。

- (1) 掛川市暴力団排除条例(平成24年掛川市条例第27号)第2条第3号の暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うもの。
- (3) 特定の宗教または政治団体と関わるもの。
- (4) 公序良俗に反する営業を行うもの。
- (5) 商品券の利用対象とならないものに記載の取引、商品のみを取り扱うもの。
- (6) その他、市長が不相当と認めるもの。

3 取扱店舗の登録方法

(1) 申込方法

この募集要領に同意の上、「取扱店舗登録申請書」に必要事項を記入して、市産業労働政策課へ郵送またはFAXにて申し込み。「取扱店舗登録申請書」は、市産業労働政策課で配布するほか、市のホームページからもダウンロード可能。

(2) 申請書の提出先

掛川市役所産業労働政策課プレミアム付商品券担当
〒436-8650 掛川市長谷1-1-1
電話 0537-21-1124 FAX 0537-21-1212

(3) 申請期間

令和2年9月1日から令和2年12月28日(月)まで

一次申込 令和2年9月25日(金)まで(必着)

一次申込までに申請のあった事業者については、全世帯へ配布予定の取扱店舗一覧(印刷物)へ掲載が可能。その後の申請については、市ホームページで店舗名を順次掲載する。

(4) 申込後の審査・承認

申請した事業者は、市の審査を経て取扱店として承認する。承認した場合は、取扱店ステッカー等を後日送付する。

(5) 登録料

取扱店舗の登録・申し込みにかかる費用は無料とする。

(6) その他

- ① 同一事業者において市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を作成し申し込むこと。
- ② 複数の店舗が含まれる商業施設等の一括の申し込みはできない。テナントごとに申請書を作成し申し込むこと。

4 事業実施概要

名 称	掛川ささえあい応援券	
発 行 者	掛川市	
発 行 総 額	7億4,500万円(予定)	
発 行 冊 数	46,000冊(予定)	
区 分	一般世帯	子育て世帯
対 象 者	令和2年10月1日の基準日において、住民登録をしている世帯の世帯主 ※子育て世帯を除く	令和2年10月1日の基準日において、平成14年4月2日以降に生まれた子が住民登録している世帯の世帯主 ※一般世帯を除く。
販 売 単 位	1冊15,000円分を10,000円で販売。※1世帯1冊まで購入可能	1冊20,000円分を10,000円で販売。※1世帯1冊まで購入可能
プレミアム率	50%	100%
1冊あたりの構成	1,000円券×15枚 (A券全店共通券 12,000円) (B券地元券 3,000円)	1,000円×20枚 (A券全店共通券 17,000円) (B券地元券 3,000円)
利 用 期 間	令和2年12月上旬から令和3年1月末日	
販 売 方 法	窓口販売または郵送等を用いた非対面販売	
販 売 期 間	令和2年11月中旬から令和2年12月下旬	
換 金 期 間	令和2年12月上旬～令和3年2月中旬	

5 商品券の種類

店舗の業種によって使用できる商品券を「A券全店共通券」「B券地元券」に区分する。

- (1) A券全店共通券:すべての取扱店舗で使用可能な商品券
- (2) B券地元券:ホームセンター、ドラッグストア、食品スーパーを除く取扱店舗で使用可能な商品券。

ただし、市内に本社または本店がある事業者はこの限りではない。

6 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの。
- (2) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務。
- (4) 株券、保険料、宝くじ等の金融商品。

- (5) 土地・家屋購入、家賃等の不動産に関わる支払い。
- (6) 国や地方公共団体への支払い及び公共料金等の支払い。
- (7) その他、市長が不相当と認めたもの。

7 取扱店舗における留意事項

- (1) 取扱店舗において商品券使用期間内に限り使用可能とする。
- (2) 購入後の返品はできない。
- (3) 現金との引き換えはしない。
- (4) 釣り銭は支払わない。
- (5) 盗難、紛失、滅失に対して、掛川市は責を負わない。
- (6) 偽造、模造された商品券は受け取らない。
- (7) 取扱店舗が本商品券を使用対象としない商品を独自に定める場合は、あらかじめ、対象者が認識できるように明示すること。

8 取扱店舗の責務等

- (1) 市が配布する商品券取扱店ステッカーを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。
- (3) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに市産業労働政策課に申し出ること。
- (4) 商品券の交換、譲渡、売買及び再利用をしてはならない。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用してはならない。
- (6) 受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による紛失は取扱店舗の責務とする。
- (7) 本要領に定める事項を遵守すること。

9 換金に関する事項

- (1) 換金受付期間
令和2年12月上旬から令和3年2月中旬
- (2) 換金方法
 - ① 指定の換金申請様式等の必要書類一式を郵送する。(計4回程度)
 - ② 内容を審査後、別途通知するスケジュールに基づき、請求額を金融機関の口座へ入金する。
- (3) その他
 - ① 郵送料、換金手数料、振込手数料は無料とする。
 - ② 換金受付期間を過ぎたものは、いかなる理由があろうとも換金には応じない。
 - ③ 詳細については申込・登録完了後に掛川市が業務委託をした事業者から別途通知する。

10 問い合わせ先

掛川市役所産業労働政策課プレミアム付商品券担当 電話 0537-21-1124
平日 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

FAX 0537-21-1212

掛川市役所産業労働政策課プレミアム付商品券担当 行

掛川市プレミアム付商品券 取扱店舗登録申請書

掛川市プレミアム付商品券事業の主旨に賛同し、取扱事業者となることを申請します。

なお、取扱事業者としてプレミアム付商品券取扱事業者募集要領を遵守し、利用者に誠実に対応することを誓います。

令和 年 月 日 代表者名

印

1 店舗情報(ホームページで公開される情報です)

店舗名									
店舗所在地	〒 - 掛川市								
電話番号				FAX					
掲載店舗名 10文字以内									
業種	1. 小売業 2. 飲食業 3. サービス業 4. その他()								
店舗の区分	食品スーパー、ドラッグストア、ホームセンターに 1. 該当する 2. 該当しない								

2 申請者情報

事業所名 (法人名)									
所在地 (本社・本店)	〒 -								
担当者									
電話番号				FAX					

【提出先】

掛川市役所産業労働政策課
 プレミアム付商品券担当
 〒436-8650 掛川市長谷1-1-1
 TEL 0537-21-1124 FAX 21-1212

産業労働政策課受付

登録番号